

「ふくしま産業復興投資促進特区(追加認定)」のご案内

東日本大震災復興特別区域法に基づき、平成24年4月20日に認定された福島県復興推進計画「ふくしま産業復興投資促進特区」に、農業・林業・水産業分野が追加認定されましたのでお知らせします。

認定を受けて、いわき市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることとなりました。(*本資料は、農林水産業の追加認定に応じて作成されておりますので、当初認定となった産業部門とは、一部異なっておりますのでご注意ください)

1. 対象事業及び事業者

ふくしま産業復興投資促進特区にて定められた

- ①復興産業集積区域内において、
 - ②集積を目指すとした業種のうち、
 - ③「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業
- を行う法人又は個人事業者が対象となります。

※「復興産業集積区域」、「集積を目指すとした業種」については、別掲の資料をご参照ください。

※「ふくしま産業復興投資促進特区に掲げられた事業」に該当するか否かについては、計画書中の「5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容(P4～P10)」をご参照ください。

2. 税制上の特例措置

(1) 国税

選択適用

①新規立地促進税制 (法第40条)	新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
②事業用設備等に係る特別償却又は税額控除 (法37条)	機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
③法人税等の特別控除 (法38条)	被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除
④研究開発税制の特例等 (法39条) ※要件を満たせば上記①～③のいずれかと併用可能	開発研究用減価償却資産の即時償却 + 12%税額控除

(2) 地方税 ※法37条、法39条、法40条に規定する税制特例の適用を受ける事業者(法人・個人)に限る

県税	①法人・個人事業税 ②不動産取得税 ③固定資産税(県課税分)	【お問い合わせ先】 いわき地方振興局県税部 電話0246-24-6032又は6033
市税	固定資産税(市課税分)	【お問い合わせ先】 いわき市役所資産税課償却資産係 電話0246-22-7434

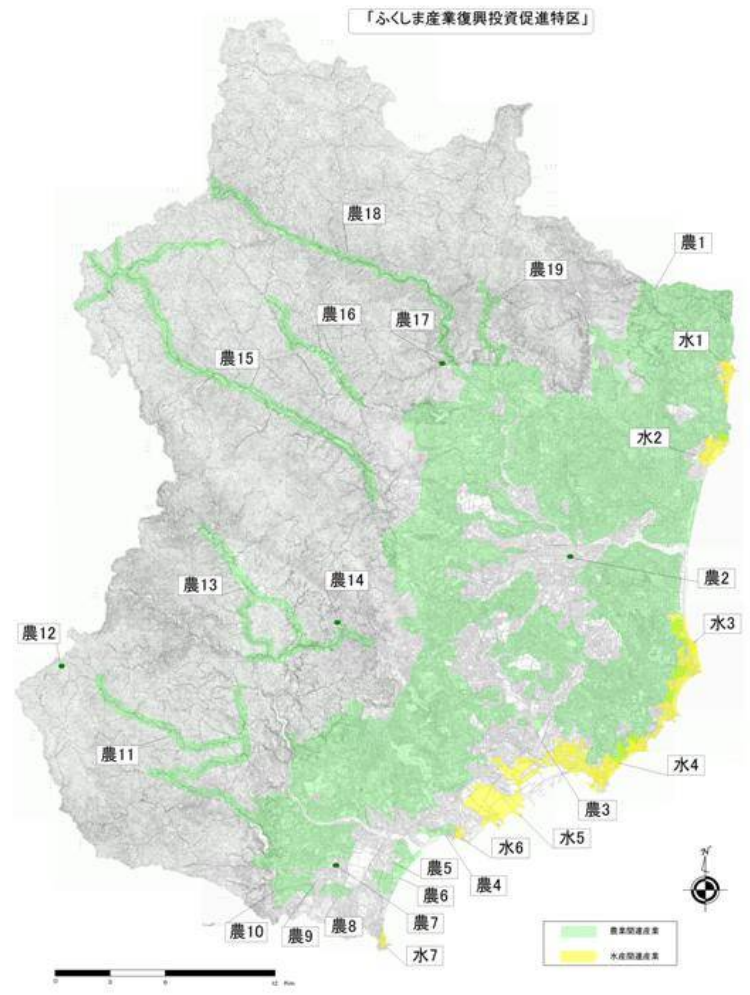
3. 集積を目指す業種(農業版)

ふくしま産業復興投資促進特区において取り組むとした「集積を目指す業種」及び対象エリアは次のとおりです。

産業復興投資促進特区(農水産業版) 対象業種一覧表

日本標準産業分類 項目		日本標準産業大・中分類一覧(平成19年11月改訂版)								
大	中	小	細	農業	条件等	漁業	条件等	林業(林業用)	林業(林業用)	条件等
A	農業、林業									
	01	農業		■						
	02	林業						★	素材生産業、林業サービス業に限る。	
B	漁業									
	03	漁業				■				
	04	水産養殖業				■				
E	製造業									
	09	食料品製造業		★	自ら農業生産を行う場合に限り、かつ管理・補助的経済活動を行う事業所。92水産食料品製造業、95糖類製造業を除く。			★	自ら漁業を行う場合に限る。	
		92	水産食料品製造業							
		95	動物油脂製造業							
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		★	自ら農業生産を行う場合に限り、かつ管理・補助的経済活動を行う事業所。101清涼飲料水製造業、104製氷業、105たばこ製造業を除く。					
	11	繊維工業							■	
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)							■	
	13	家具・装飾品製造業							■	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業							■	
	16	化学工業								
		162	蒸餾化学工業製品製造業							■
		1624	塩製造業							■
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業								■
	21	窯業・土石製品製造業								■
	32	その他の製造業								■
H	運輸業、郵便業									
	44	道路貨物運送業								★
	47	倉庫業								★
	48	運輸に付帯するサービス業								★
I	卸売・小売業									
	50	各種商品卸売業								★
	51	繊維・衣服等卸売業								★
	55	その他の卸売業								★
	56	飲食料品小売業		★	県産農産物を主として扱う産地直売所に限る。			★	自ら漁業を行う場合に限る。	
		584	鮮魚小売業							★
	60	その他の小売業								
		609	他に分類されない小売業							
		6093	花・植木小売業		★	県産農産物を主として扱う場合に限る。				
L	学術研究、専門・技術サービス業									
	71	学術・開発研究機関		★			★			★
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)								
		726	デザイン業							★
M	宿泊業、飲食サービス業									
	75	宿泊業								
		752	簡易宿泊所							
		7511	旅館、ホテル		★	自ら農業生産を行う農家民宿に限る。		★	自ら漁業を行う場合に限る。	
		7521	簡易宿泊所		★					
	76	飲食店								
		761	食堂・レストラン(専門料理店除く)		★	自ら農業生産を行う農家レストランに限る。		★	自ら漁業を行う場合に限る。	
		7611	食堂・レストラン(専門料理店除く)							
O	複合サービス事業									
	87	協同組合(他に分類されないもの)								
		871	農林水産業協同組合		★			★		★
R	サービス業(他に分類されないもの)									
	95	その他のサービス業								
		959	他に分類されないサービス業							
		9599	他に分類されないサービス業(その他)		★	中央卸売市場、地方卸売市場に限る。		★	中央卸売市場、地方卸売市場に限る。	

■:特定業種、★:関連業種を指す
上記は、いずれも指定された復興産業集積区域内で、福島県復興推進計画に掲げられた事業を行うことが条件となります。



4. 税制特例措置の手続きの流れ

(1) いわき市へ指定の申請



(2) いわき市による指定書の交付



(3) いわき市へ指定に係る事業の実施状況報告



(4) いわき市による認定書の交付



(5) 認定書をもって税の申告

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えていわき市へ指定の申請をします。

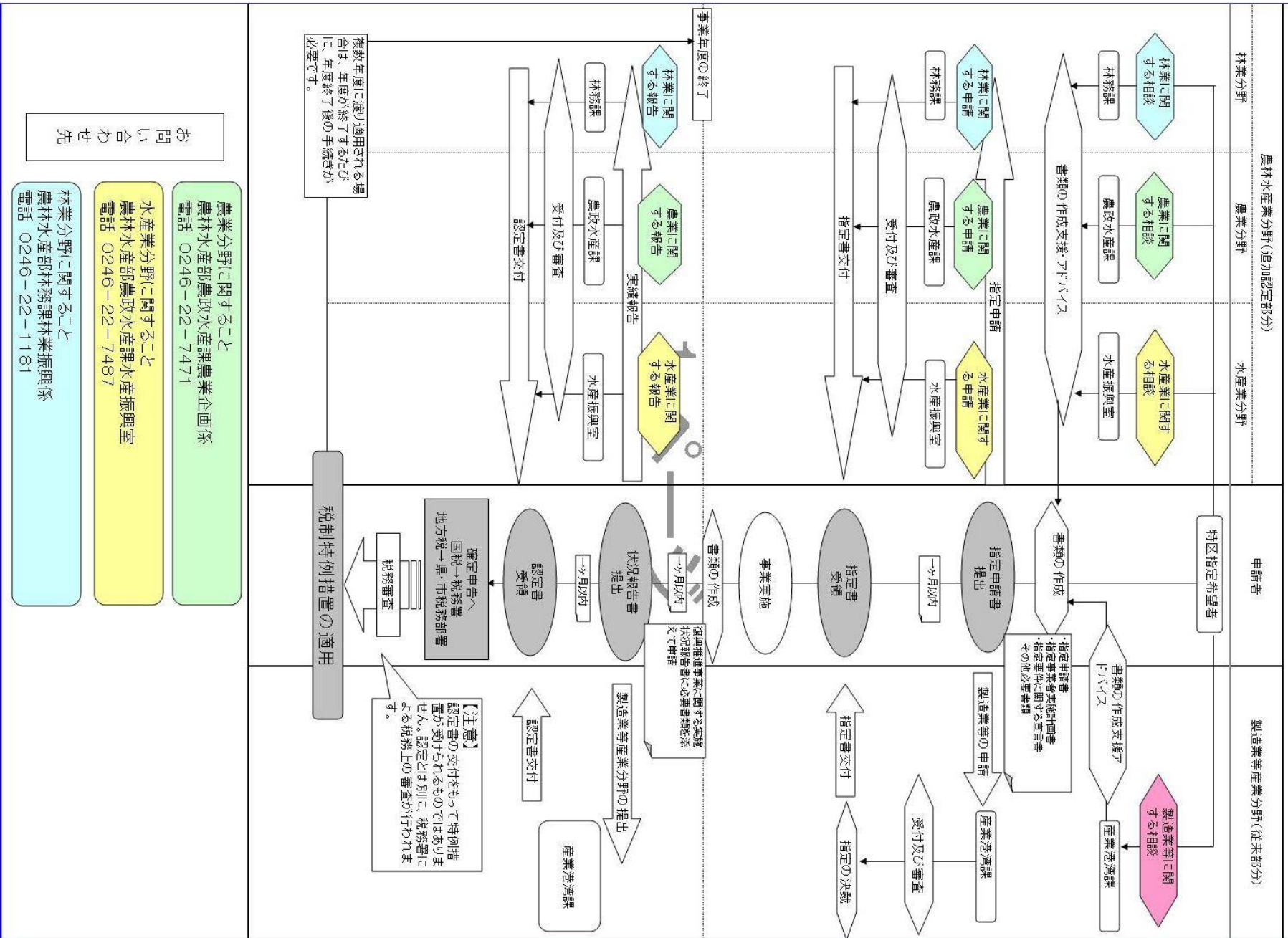
指定の申請を受けたいわき市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。
※指定された事業者等は指定内容について公表されます。
また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、いわき市へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えていわき市へ事業の実施状況を報告します。
※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

事業の実施状況について報告を受けたいわき市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。
※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。
※申告方法等の詳細については国税庁HPをご覧ください。

ふくしま産業復興投資促進特区の流れ(フロー図)



5. 申請書類等の一覧

区 分	様 式		添 付 書 類	
事業用設備等に係る特別償却等 (法第37条)	申請時	第2の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第2の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第2の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第2の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
法人税等の特別控除 (法第38条)	申請時	第3の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第3の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第3の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第3の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類
研究開発税制の特例等 (法第39条)	申請時	第4の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第4の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第4の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第4の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
新規立地促進税制 (法第40条)	申請時	第5の4	指定申請書	①定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ②その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第5の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第5の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第5の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類

※提出する資料の用紙の大きさは、全て、日本工業規格A列4番としてください。
 ※各様式への記載方法については、別掲の「記載例」をご参照ください。

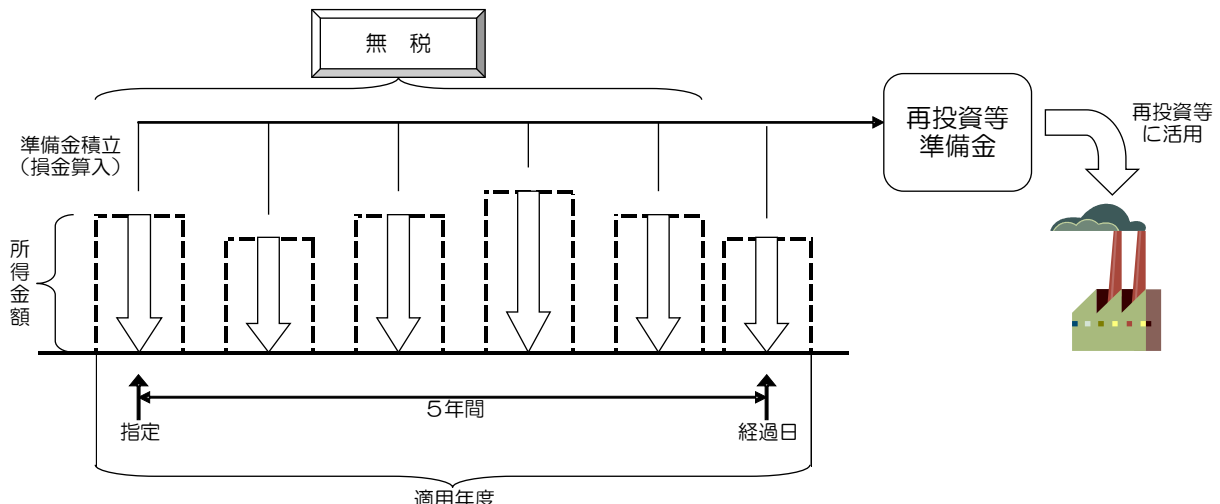
6. 新規立地促進税制(法第40条)

ふくしま産業復興投資促進特区にて設定された「復興産業集積区域内」における新規立地新設企業の立ち上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人(※本措置は法人のみが対象となります)において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置が講じられます。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- (2) 同じ復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却(準備金の範囲内で即時償却)できる。

本措置の対象となる法人は、次の要件を全て満たす法人

- ①ふくしま産業復興投資促進特区の認定の日(H25.7.5)以後に設立されたこと
- ②被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ③ふくしま産業復興投資促進特区に記載された事業のみを行う法人であること
- ④復興産業集積区域内に本店を有すること
- ⑤再投資等準備金を積み立てる事業年度において、復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ⑥指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価格が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること



※積み立てられる再投資等準備金については、

- ①機械又は建物等に再投資等を行った事業年度においてはその支出額と同額を、
- ②指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、

それぞれ取り崩して益金に算入することとなります。

7. 事業用設備等に係る特別償却又は税額控除(法第37条)

ふくしま産業復興投資促進特区の追加認定日(平成25年7月5日)から、平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が、復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

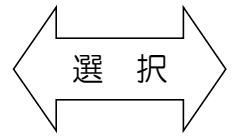
◆機械又は装置
即時償却、又は15%の税額控除(注1)

◆建物
取得価格の25%の特別償却、又は8%の税額控除(注1)

(注1) 当期税額の20%を限度とし、20%を超えた部分の金額については4年間、繰越控除ができます。

◆特別償却

取得等の時期	～平成28年3月31日まで
資産等の区分	
機械装置	100%
建物・構築物	25%



◆税額控除

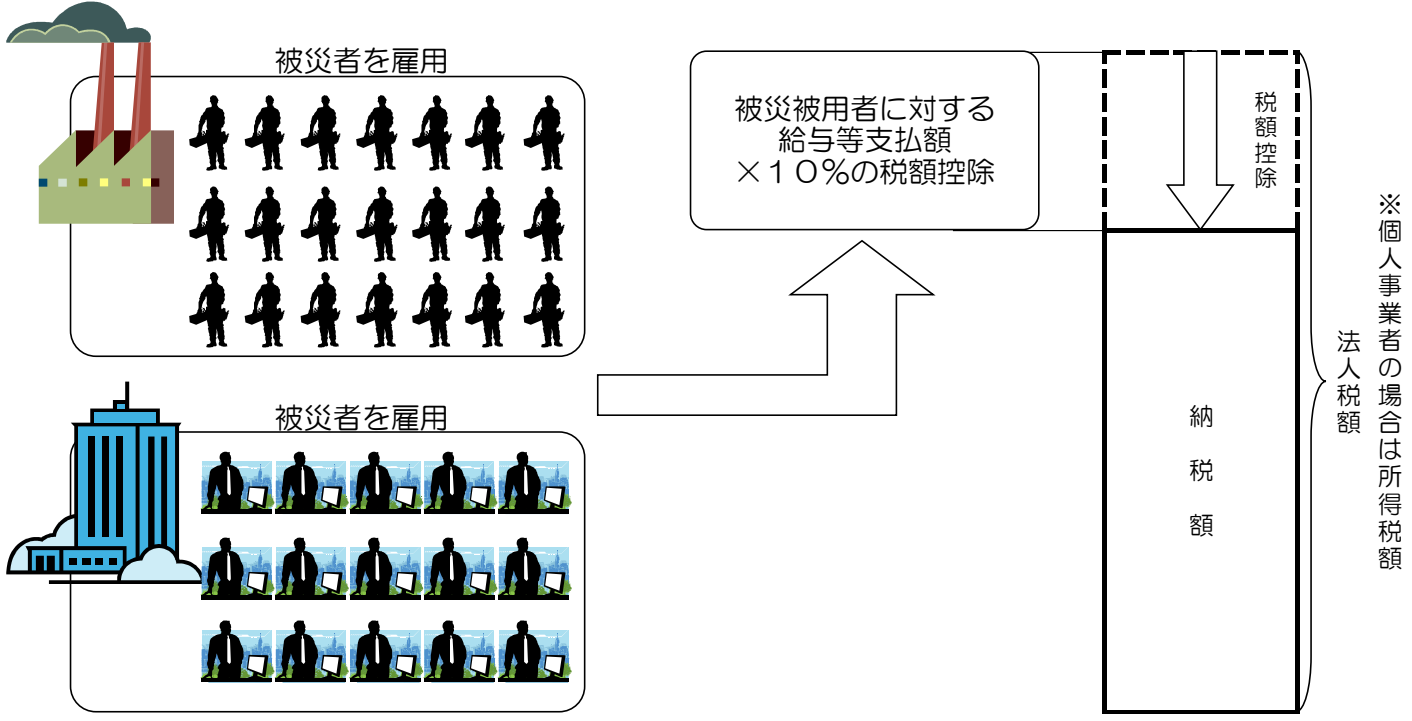
取得等の時期	～平成28年3月31日まで
資産等の区分	
機械装置	15%
建物・構築物	8%

8. 法人税等の特別控除(法第38条)

平成28年3月31日までに指定を受けた法人又は個人事業者が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者(注1)に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる。

(注1)被災被用者とは次のいずれかに該当する者

- ①平成23年3月11日時点で、特定被災区域内(特定被災区域には、いわき市全域が含まれます)の事業所で勤務していた者
- ②平成23年3月11日時点で、特定被災区域内(特定被災区域には、いわき市全域が含まれます)に居住していた者



9. 研究開発税制の特例 (法第39条)

平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた法人又は個人事業者が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価格まで特別償却が(即時償却が)できる。

また、同開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用(12%の税額控除)できる。

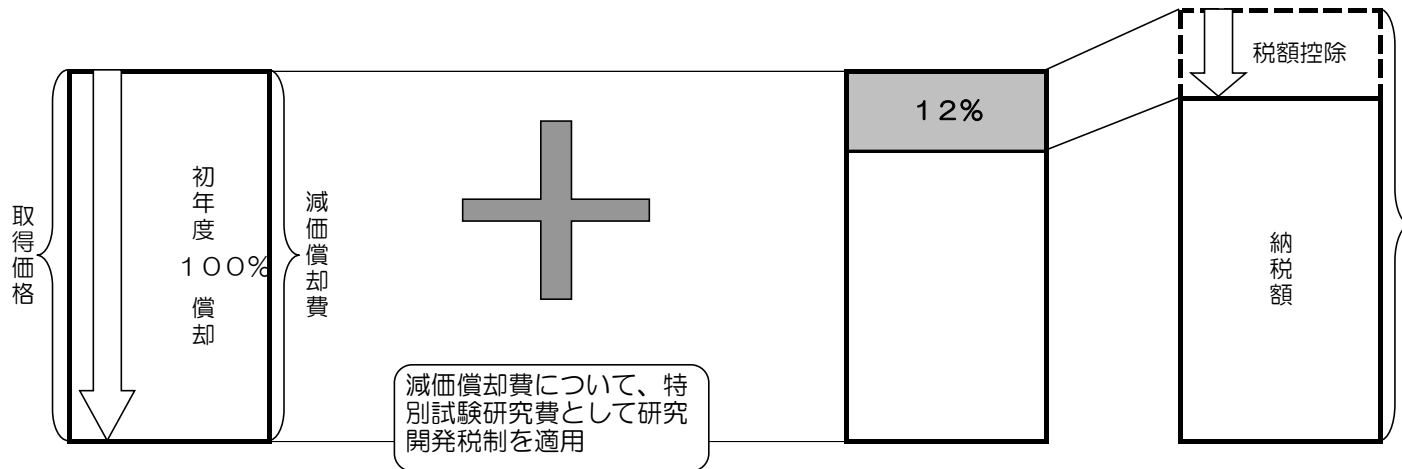
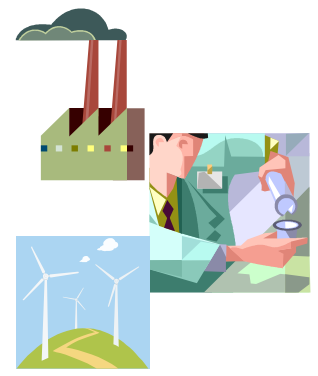
(注) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8%~10%の税額控除。

特別試験研究費(大学等との共同研究等)は一律12%の税額控除。

(注) この制度の適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究(開発研究)の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの(開発研究用資産)で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。

(1) 即時償却

(2) 研究開発税制の特例



※個人事業者の場合は所得税額
法人税額

※試験研究費の総額について、8~10% (特別試験研究費の額については12%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。

10. 固定資産税(市税)の課税免除

いわき市では、ふくしま産業復興投資促進特区に係る指定を行った個人事業者又は法人(指定事業者等)が、復興推進計画の認定日(平成25年7月5日)から平成28年3月31日までの間に新設・増設した資産(施設・設備等)について、固定資産税が新たに課されることとなった年度以降5箇年度分の固定資産税の「課税免除」を実施いたします。

詳しくは、次の窓口へご相談ください。

【固定資産税の課税免除に関するお問い合わせ先】

いわき市役所・資産税課・償却資産係

電話:0246-22-7434

関連情報: <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/bukyoku/zaiseibu/shisanzei/014545.html>

【固定資産税の課税免除が受けられる資産の要件】

1. ふくしま産業復興投資促進特区に係る指定を受けて、
2. 国税に係る税制特例の適用を受ける指定事業者等が、
3. 認定日(平成25年7月5日)以降に取得した、

- ①家屋
- ②償却資産
- ③土地(*取得後1年以内に該当家屋の建設着手があったものに限る)

が、固定資産税の課税免除の対象となります。

【課税免除までの流れ】

①対象資産の取得



②賦課期日(1月1日)



③償却資産の申告(1月31日期限)



④毎年(初年度~5年度)
3月20日までに課税免除を申請



⑤課税免除